

職員の処分等について

越生町長は、地方公務員法等に基づき、職員の処分を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 職員の不適切な事務の執行に関する処分

① 事案の概要

当該職員は、令和7年1月、総務課所属当時に、申請者から申請のあった「情報公開の請求」に対して適正に事務の処理をせず、事務の処理を遅延させたことで申請者からの町の信用を著しく失墜させたほか、町の公告手続きを適正に処理しなかったことで、町の事務の執行を妨げるとともに、事務の執行を著しく停滞させるなどの行為があった。

過去にも同様の行為などがあり、その際にも「厳重注意処分」を受けているにも関わらず、同様の行為が繰り返された。

② 処分の理由

越生町職員の懲戒処分の基準に関する要綱の規定による「公文書の不適切な取扱い」及び「勤務態度不良」に該当することから、これにより厳正に処分するものである。

③ 処分等の内容

所 属	町民課
職 名 ・ 年 齢	主査 男性 46歳
処 分 内 容	減給10分の1 1ヶ月

2 処分年月日

令和7年8月20日